

(2) 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月1日以後適用されている職員給与規則（以下「平成18年4月以後の職員給与規則」という。）の特別俸給表の適用を受けていた者で同表6号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</li><li>平成18年4月1日以後（以下「平成18年4月以後」という。）に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1ロの表第1号区分の項各号に掲げるもの</li><li>前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</li></ol>
第2号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月以後に本学の理事であった者</li><li>平成18年4月以後の職員給与規則の特別俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの俸給月額を受けていたもの</li><li>平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1ロの表第2号区分の項各号に掲げるもの</li><li>前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</li></ol>
第3号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</li><li>平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1ロの表第3号区分の項各号に掲げるもの</li><li>前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</li></ol>
第4号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</li><li>平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1ロの表第4号区分の項各号に掲げるもの</li><li>前2号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</li></ol>
第5号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li><li>平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち別に定めるもの</li><li>平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1ロの表第5号区分の項各号に掲げるもの</li><li>前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</li></ol>
第6号区分	<ol style="list-style-type: none"><li>平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li><li>平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の</li></ol>

	<p>項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1口の表第6号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第7号区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>5 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1口の表第7号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第8号区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1口の表第8号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>4 前3号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第9号区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後平成27年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>4 平成27年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は特2級若しくは3級であったもの</p> <p>5 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与規則の教育職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>

	<p>ののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>6 平成20年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は特2級若しくは3級であったもの</p> <p>7 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>8 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1口の表第9号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第10号区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与規則の一般職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち別に定めるもの又は4級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの（第9号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>5 平成18年4月以後の職員給与規則の教育職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの（第9号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>6 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>7 平成18年4月以後の職員給与規則の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち別に定めるもの又は3級であったもの</p> <p>8 平成18年4月以後に国家公務員等であった者で、退職手当法施行令別表第1口の表第10号区分の項各号に掲げるもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長が認めたもの</p>
第11号区分	<p>第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>